

第3次越谷市地域福祉計画

策定基本方針

福祉部福祉推進課
令和元年（2019年）5月

目 次

1. 基本方針の目的	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画策定の目的及び位置付け	1
4. 計画策定の根拠及び計画に盛り込むべき事項	2
5. 計画の期間	4
6. 計画策定の留意事項	5
7. 計画策定に係る体制	6
8. 総合振興計画及び福祉関連計画との整合	8
9. 国、県計画等との整合	8
10. 関係機関等との連携	9
11. 計画策定の手法	10
12. 計画策定に向けての検討項目	12
13. 計画策定の手順	15
14. 参考資料	18

1. 基本方針の目的

この基本方針は、平成29年12月12日付けで厚生労働省が示した市町村地域福祉計画策定のガイドラインを踏まえ、「第3次越谷市地域福祉計画」（以下、第3次地域福祉計画）の策定にあたっての基本的な考え方を示すものである。

2. 計画策定の背景

近年、高齢の親と無職の子どもの同居世帯（いわゆる「8050」）や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）への対応など、さまざまな問題が同時に重なり、複合的な支援を必要とする方が増えている。

このように複雑・多様化している地域住民の生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することは困難である。そのため、行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の推進に取り組むことが求められている。

3. 計画策定の目的及び位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第4条の「地域福祉の推進」を目的とするものである。地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

平成29年6月の社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行。概ね3年を目途に実施）により、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、福祉関連計画の上位計画として位置付けられた。

第3次地域福祉計画の策定にあたっては、これまでの計画の進捗状況を確認したうえで、社会情勢の変化や福祉関連政策の動向などを踏まえ、現在の市民ニーズを把握し、多様な福祉課題を整理する。

また、福祉関連計画の上位計画として、本市の最上位計画である総合振興計画や他の福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画など）と整合性を図りながら、施策や事業での連携が取れた計画として策定する。

さらに、計画の策定により、地域住民の課題解決力を高めるとともに、本市の状況を踏まえた包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指すものとする。

※社会福祉法から抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4. 計画策定の根拠及び計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、次の5つの事項を一体的に定めることとされている。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な相談体制の整備に関する事業を実施する場合における、当該事業に関する事項

上記の5つの事項について、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の事項を加え、それらを盛り込むこととされている。

また、平成19年8月及び平成26年3月の厚生労働省からの通知により、「要援護者支援方策」及び「生活困窮者自立支援方策」についても、市町村の地域福祉計画に位置づけて取り組むことが効果的とされている。

※社会福祉法から抜粋。アンダーラインは、新たに追加となった規定

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

※市町村地域福祉計画については、社会福祉法第107条による（法定）計画であるが、地方公共団体の自治事務と位置付けられている。

※平成19年8月10日社援発第0810001号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋

市町村地域福祉計画の策定について

～略～ 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（以下「要援護者支援方策」という。）のとおり定めたので通知する。

(別添) 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項

※平成26年3月27日社援0327発第13号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

～略～ この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

(別添) 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

5. 計画の期間

第3次地域福祉計画の計画期間は、第5次総合振興計画前期基本計画と合わせ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

なお、計画期間において、社会状況の変化や国、県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

第3次地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域福祉計画										
総合振興計画 基本構想										
基本計画 前期										
後期										
実施計画 第1期										
(前期) 第2期										
実施計画 第1期										
(後期) 第2期										

6. 計画策定の留意事項

第3次地域福祉計画の策定にあたっては、次の事項について留意する。

(1) 地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画

平成29年6月の社会福祉法の一部改正は、来る2025年、2040年を見据え、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりを具体化することが、主たる目的と言える。

そこで、地域共生社会の実現に向け、「地域における住民主体の課題解決力の強化」と「包括的な相談支援体制の構築」に向けた方向性を示す計画とする。

この際、現在先行して取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを十分に踏まえたものとする。

(2) 市民と行政が手を取り合って実行していく計画

地域福祉の推進のためには、行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として進めていくことが必要である。

市職員並びに地域住民一人ひとりの地域福祉に対する「我が事」の意識の醸成を図るとともに、行政の「縦割り」をなくし、支援が必要な方への「丸ごと」の支援が求められている。

市と地域住民等の役割分担を示す計画とする。

(3) 市民にとって分かりやすく、実効性の高い計画

計画の実現のためには、地域住民等の協力が不可欠である。

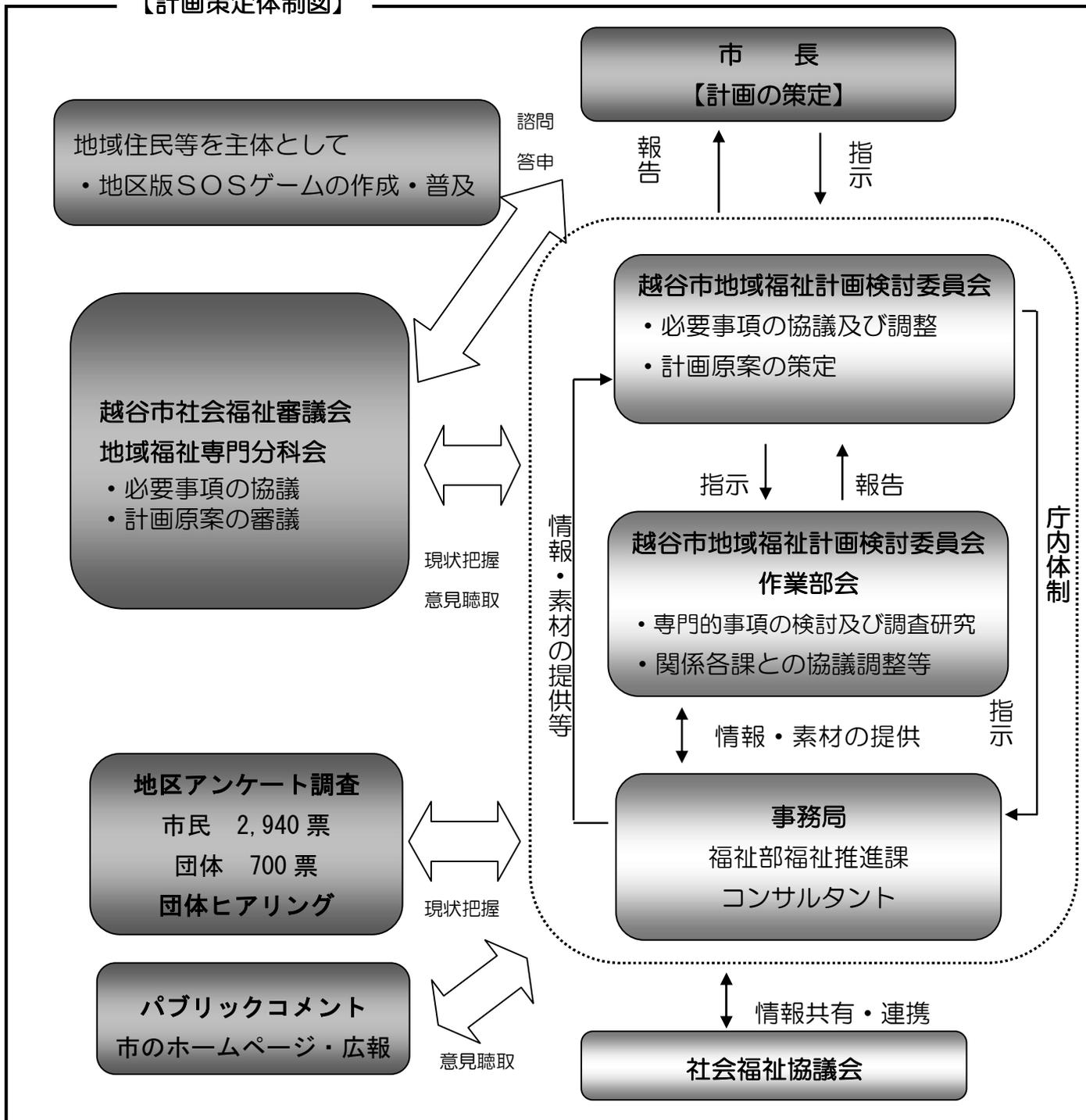
そこで、計画書の記載は、構成や表現にも工夫を凝らし、重点的かつ優先的に取り組む施策を設定するなど、市民と課題や目標を共有できる分かりやすいものとする。

また、計画の着実な推進を図るため、施策に可能な限り分かりやすい指標（目標値）を設定し、施策の進捗状況の管理に努めるものとする。

7. 計画策定に係る体制

地域福祉計画の策定作業を円滑に進めるため、以下のような組織体系とする。

【計画策定体制図】



(1) 庁内体制

平成25年度に策定した第2次地域福祉計画策定の庁内体制を基本とする。

① 事務局の設置

計画策定にあたっては、データの収集・整理、各事業部門等との調整役を担う事務局（福祉推進課）を設置する。

事務局は関係部課所をリードし、総合的な調整を行うなど、重要な役割を担う。策定作業は、事務局が単独で策定するのではなく、関係部課所と連携を図りながら策定に取り組むものとする。

また、事務内容も広範囲となり、さらに専門的な調査・検討が要求されるため、限られた期間内で計画を策定するには、コンサルタントを活用し、事務局の強化を図るものとする。

② 検討委員会の設置

地域福祉計画は、各福祉関連分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」であり、総合振興計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、その他の福祉関連計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野等との連携を確保して策定される必要がある。そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関連部局が一堂に会する検討委員会の設置が求められる。

そこで、庁内における原案作成等の最高決定機関として、福祉部長を委員長とし、関係各部課長等で構成する検討委員会を設置する。検討委員会は、各福祉関連分野間の総合調整を図りながら、地域福祉を推進するための諸施策等、計画に関する重要施策及び重要事業等を審議・決定する。

③ 作業部会の設置

関係各部門の現状と課題の整理及び分析を行い、計画原案の調査研究を行うため、検討委員会の補助機関として、福祉推進課長を部会長とし、関係各部課所の副課長・係長等で構成する作業部会を設置する。

(2) 審議会

地域福祉計画の策定ガイドラインでは、地域福祉計画策定にあたって、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する策定組織の設置が示されている。

そこで、計画策定に向けた庁内の組織とは別に、住民主体の組織が必要となるが、この組織については、既存の社会福祉審議会地域福祉専門分科会の役割や構成メンバーがガイドラインの求めるものと合致しているため、新たな組織は設置せずにこれを活用することとする。

「第3次越谷市地域福祉計画」の策定について、市長から社会福祉審議会へ諮問し、

計画策定全般に対し、提言をいただくこととする。この際、具体的な調査審議については、地域福祉専門分科会に付託する。

社会福祉審議会からの答申については、審議会における調査・審議の成果として最大限尊重することとする。

(3) コンサルタント

コンサルタントは計画策定における様々なノウハウを有している。特に、このたびの計画策定では、地域住民の参加を得ながら、地区版SOSゲームの作成を予定している。地区の意見の取りまとめにあたっては、地域の特色を十分に反映するため、ワークショップにおけるファシリテーターの役割が必要であり、円滑な意見集約には専門的なスキルが求められる。また、地域福祉に関する先進事例の調査、分析など、策定事務について多方面から助言等を行う。

8. 総合振興計画及び福祉関連計画との整合

地域福祉計画の実効性を確保していくためには、その内容を総合振興計画に盛り込んでいくことが重要となることから、本市の最上位計画である総合振興計画と整合性を図る。このたび、計画期間と見直しの時期をそろえることとする。

また、福祉関連計画の上位計画として、高齢、障がい、子ども、生活困窮者等の福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援計画など）や、まちおこし、商工、農林水産、土木、防災、防犯、社会教育、環境交通、都市計画など生活関連分野との連携を図りながら計画の策定を進めていく。

9. 国、県計画等との整合

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するとともに、平成29年6月に社会福祉法の改正を行い、地域共生社会の実現に向け、2020年代初頭において全世代・全対象型の包括的支援体制の構築を目指している。

また、平成29年12月に厚生労働省が示した、新たな地域福祉計画策定のガイドラインを受け、埼玉県では平成30年度から5年間を計画期間とする第5期埼玉県地域福祉支援計画をスタートさせた。

第3次地域福祉計画の策定にあたっては、これらの動向等との整合性を図る。

10. 関係機関等との連携

(1) 民生委員・児童委員との連携

人口減少、少子高齢化や人間関係の希薄化などにより、市民の生活不安やストレスが増大し、家庭内暴力や虐待、引きこもりなど、生活課題が多様化、複雑化している。

とくに近年では、孤立死の問題が新聞報道等で大きく取り上げられ、地域での見守りや、連携が一層重要となっており、その相談支援にあたる民生委員・児童委員の役割が一層大きくなっている。

複雑・多様化する生活課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しい。表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気づくことができるのは、民生・児童委員などの地域住民であり、身近で生活していないと把握しにくいことである。

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・見守り役であり、地域福祉の推進を図るうえで中核を担うキーパーソンであることから、その活動を支援するとともに、より一層の連携を図っていく。

(2) 越谷市社会福祉協議会との連携

市の行政計画に位置付けられている「地域福祉計画」が、公的なサービス及び住民等による福祉活動との連携による総合的なサービスの内容であるのに対し、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が、住民等の福祉活動、および地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」がある。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに一体的に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとされている。

このたび、越谷市社会福祉協議会では、市の地域福祉計画の策定に合わせて、地域福祉活動計画を策定する。そこで、市及び越谷市社会福祉協議会は、今まで以上に、より積極的に地域福祉の推進を図るため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の策定過程において、連携を図りながら策定していくものとする。

両計画を連携の取れた計画とするため、越谷市社会福祉協議会は、検討委員会や作業部会での計画原案の調査研究などにおいて、オブザーバーとして加わり連携を図ることとする。

(3) 社会福祉法人との連携

平成28年の社会福祉法の一部改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されている。

このため、社会福祉法人は地域福祉計画の策定に積極的に参加しそのノウハウを生かすことが期待されている。

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法人が重要な役割を担うことから、連携を図っていく。

(4) 市内大学との連携

本市には、埼玉県立大学と文教大学の2つの大学がある。両大学には、それぞれ福祉系の学部があり、福祉の専門的知識や技術を有する人材がたくさんいる。

また、市と各大学は、協働のまちづくりを推進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的として包括協定を締結している。

このように、埼玉県立大学と文教大学は、地域福祉を推進する上での重要なパートナーであり、今後も連携の強化を図っていく。

1.1. 計画策定の手法

地域福祉計画は、計画の策定過程そのものが、地域福祉の推進に繋がることから、計画策定にあたっては、市民参加を基本としながら、策定を進めることとする。

(1) 地区版福祉SOSゲームの作成

住民の課題解決力を高めるための目玉となる取り組みとして、今後も活動を継続的に行っていくボランティア団体を実施母体として、地区版福祉SOSゲーム（地区社会福祉資源マップ及び事例カード）を作成する。

福祉SOSゲームとは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字を合わせたもので、「地区福祉資源マップ」と「事例カード」を使用し、福祉課題に対する対応策を話し合い、課題解決力を高める取り組みである。

住民の課題解決力を高めるためには、地域住民が自発的に、実効性のある取り組みを、継続して行うことが必要であるため、継続して活動を行うボランティア団体が、その地区独自の福祉SOSゲームを作成し多くの地区住民が活用することが、住民の課題解決力の向上につながると考えられる。

また、地区版福祉SOSゲームは作成することがゴールではなく、作成し多くの地域住民が活用することで住民の課題解決力を向上させることが目的であるため、作成過程を大切にするとともに、完成後の普及を目標とする。

(2) 地区アンケート調査・団体ヒアリングの実施

地域福祉に対する意識・要望や地域の活動状況や生活課題など市民の地域福祉に対する意見等を把握し計画策定の基礎資料とするため、一般市民・団体等を対象としたアンケート調査（約3,600票）を実施する。

ア 一般市民（2,940票）

- ・地区別（13地区）、年代別（7区分）、男女別の無作為抽出による。
- ・年代別の区分は20代～70代、80代以上の7区分とする。
- ・各地区の票数は、人口数に応じて定める。

イ 団体等（約700票）

- ・自治会、民生委員・児童委員、子ども会、ボランティア団体、NPO法人、障がい者団体、子育てサークルなど

また、団体ヒアリングに関しては、アンケート調査を補完するため、各種団体に行うものとし、様々な観点から地域福祉に対する意見等をいただき、計画の基礎資料とする。

(3) パブリックコメントの実施

策定過程において、地域福祉計画の素案を公表し、郵送、FAX、電子メール等により広く市民の意見を募集する。

(4) 計画策定過程の公開

地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。策定過程をホームページや広報を通じて、随時市民に情報提供していく。また、策定後、速やかにその内容を公表する。

(5) 報告書等の有効活用

平成26年度・27年度の2か年にわたり、各地区のコミ協委員、民生委員・児童委員、福祉推進員をメンバーとして、地区の福祉課題を検討する地域福祉懇談会を実施した。この内容については「地域福祉・支え合いレポート」と「地域福祉活動推進レポート」において、総括されている。また、地域包括ケア推進課が定期的開催する会議の中で、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネージャー、民生委員・児童委員、福祉推進員等から挙げられた意見については、「地域ケア会議事例集」にまとめられた。このほか、福祉関連の審議会は多数あり、会議で委員から挙げられた意見についても、会議録として記録されている。これら以外にも様々な報告書等がまとめられている。

これらは、今後の地域福祉推進の方策を検討するにあたっての貴重な基礎資料であるため、しっかりと検証・分析し、有効活用していくこととする。

1 2. 計画策定に向けての検討項目

今後、本策定基本方針に基づき、計画策定に向けて取り組みを進めていくことになるが、現段階において検討すべき課題として、次の2項目が挙げられる。

(1) 現行計画の評価分析と施策と課題

下記の事項については、すでに「第2次越谷市地域福祉計画」において、その取り組みの方策を示しているものである。そこで現行計画の施策体系に沿って評価分析を行い、第3次地域福祉計画の施策検討を行うものとする。

なお現計画で示す施策体系については13ページのとおりである。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

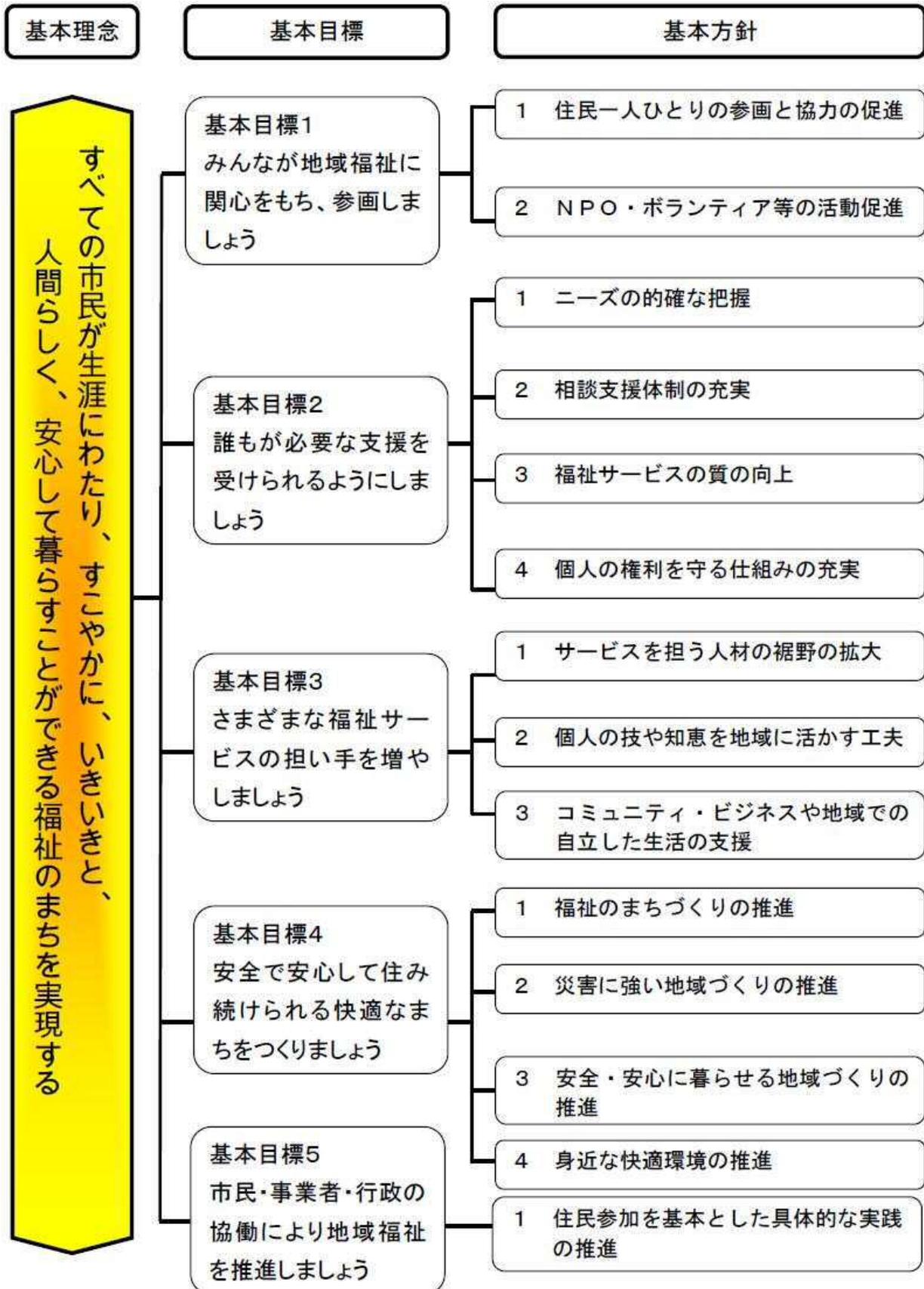
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

第2次越谷市地域福祉計画施策体系



(2) 社会福祉法の一部改正に伴い、新たに記載が求められた事項についての検討

下記の事項については、平成29年6月の法改正により、新たに地域福祉計画への記載が求められたものである。

① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待されている。

(各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例)

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

② 包括的な相談体制の整備に関する事業を実施する場合における、当該事業に関する事項

地域福祉計画の策定プロセスを活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されている。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（社会福祉法第106条の3第1項第1号関係）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項第2号関係）

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（社会福祉法第106条の3第1項第3号関係）

※社会福祉法から抜粋。アンダーラインは、新たに追加となった規定

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

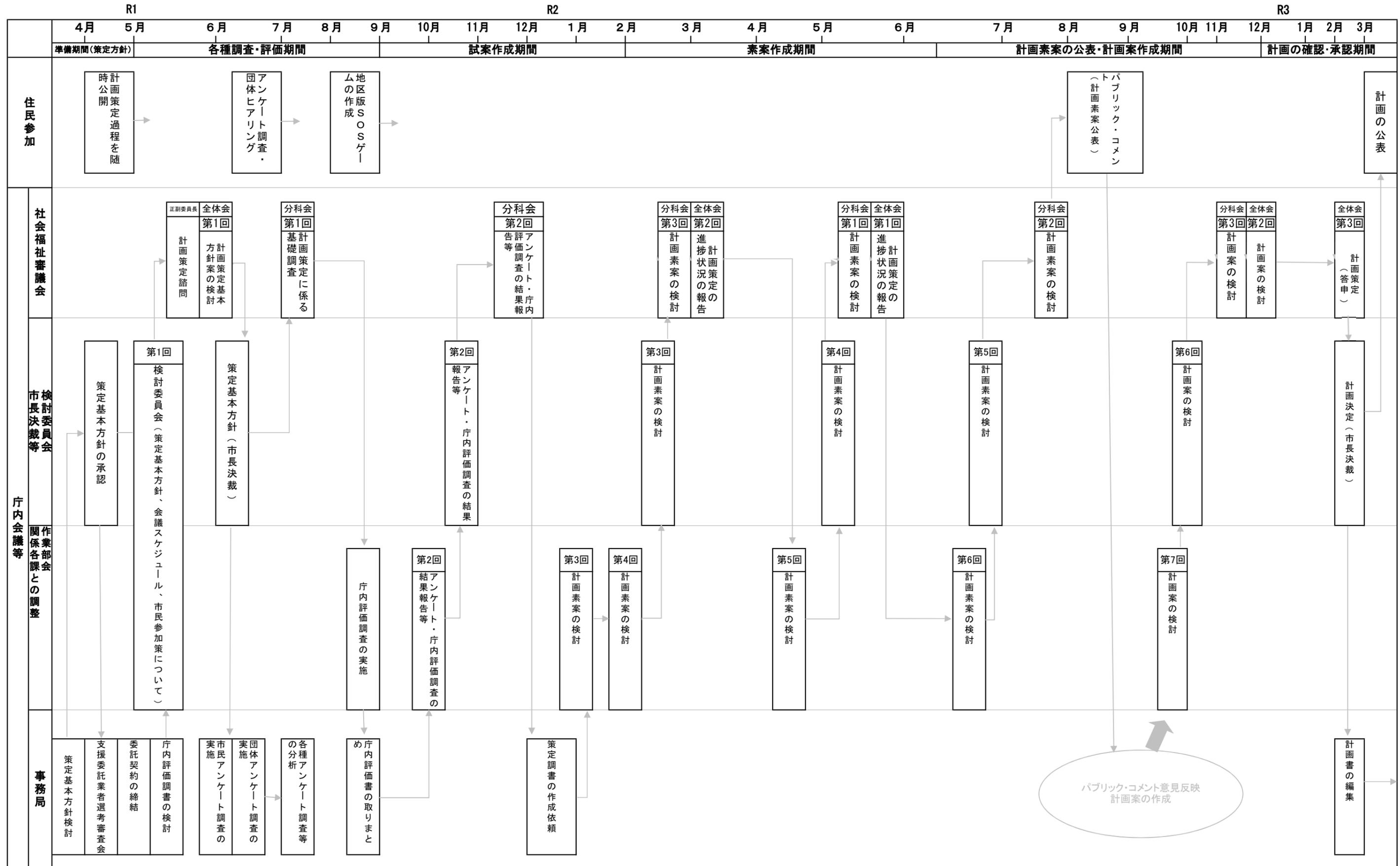
三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 条文略

1.3. 計画策定の手順

計画策定手順については、17ページの「概略スケジュール」のとおりとする。

第3次越谷市地域福祉計画概略スケジュール



1 4. 参考資料

○福祉SOSゲームの概要

○越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

○越谷市社会福祉審議会条例

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

福祉SOSゲームの概要（1）

【概要】

- i 地域で市民を支援する人や団体の相談対応力の向上のため、多くの事例の模擬体験ができる「福祉SOSゲーム」を作製しました。
- ii 同ゲームは、支援者等が、福祉課題や社会資源について知り、適切な専門機関につなぐという流れを育むものです。
- iii 作成に当たっては、文教大学と協働で作業を行いました。
- iv SOSは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字。同時に章加の「S」でもあります。

福祉SOSゲームの趣旨

- 近年、地域の福祉課題が多様化・複雑化しており、それらの課題を行政のみで解決するには限界があり、地域住民同士で支えあう仕組みの構築が必要となっています。
- 同ゲームは、地域住民のみで、全ての福祉課題を解決するのではなく、福祉課題や社会資源について知り、専門性の高い福祉課題については、適切な専門機関につなぐという流れを育むものです。

名称

SOSは一般的に「助けてほしい。」という意思表示を行う際に用いられま
す。地域の人の「助けてほしい。」という声に気付くため、「助けてほしい。」とい
う声に答えるため、このゲームを通じて、福祉課題を学び、社会資源を学んで
行こうという思いも込め、「SOSゲーム」としました。

今後の展開

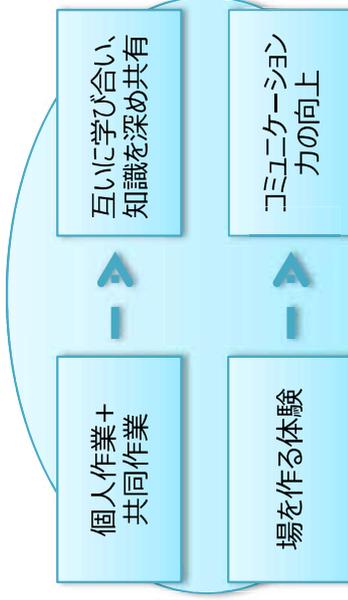
様々な研修会、講座などで活用を図り、地域福祉の担い手のすそ野を広
げるとともに、市民、地域、専門機関、行政が連携する地域福祉のネット
ワークづくりを推進していく予定です。

福祉SOSゲームの目的・メリット

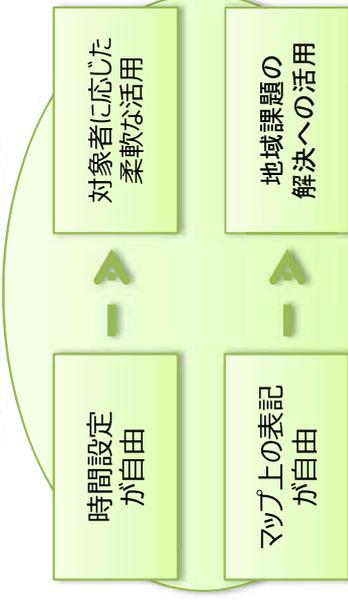
①ゲーム形式



②グループワーク



③様々な場面での活用



○越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

平成31年4月12日
市長 決 裁

(設置)

第1条 第3次越谷市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定のため、越谷市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること。

(2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長職及び主幹職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは福祉推進課長、サブリーダーは、福祉推進課副課長の職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、作業部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員

役職	職名
委員長	福祉部長
副委員長	地域包括ケア推進担当部長
委員	福祉推進課長
委員	市長公室政策課長
委員	市長公室人権男女共同参画推進課長
委員	市民協働部市民活動支援課長
委員	市民協働部危機管理課長
委員	市民協働部くらし安心課長
委員	福祉部生活福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	福祉部地域包括ケア推進課長
委員	福祉部地域包括総合支援センター長
委員	福祉部介護保険課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子ども育成課長
委員	子ども家庭部青少年課長
委員	保健医療部地域医療課長
委員	保健医療部市民健康課長
委員	保健医療部保健総務課長
委員	保健医療部保健総務課精神保健室長
委員	環境経済部産業支援課長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	都市整備部建築住宅課長
委員	教育総務部生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長

別表第2（第6条関係）

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員

役職	課所名
リーダー	福祉部福祉推進課（課長）
サブリーダー	福祉部福祉推進課（副課長）
部会員	市長公室政策課
部会員	市長公室人権男女共同参画推進課
部会員	市民協働部市民活動支援課
部会員	市民協働部危機管理課
部会員	市民協働部くらし安心課
部会員	福祉部生活福祉課
部会員	福祉部障害福祉課
部会員	福祉部地域包括ケア推進課
部会員	福祉部介護保険課
部会員	子ども家庭部子育て支援課
部会員	子ども家庭部子ども育成課
部会員	子ども家庭部青少年課
部会員	保健医療部地域医療課
部会員	保健医療部市民健康課
部会員	保健医療部保健総務課
部会員	保健医療部保健総務課精神保健室
部会員	環境経済部産業支援課
部会員	都市整備部都市計画課
部会員	都市整備部建築住宅課
部会員	教育総務部生涯学習課
部会員	学校教育部指導課

○越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日
条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第 4 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 7 条 第 4 条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第 8 条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課

(4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課

(5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。